

不妊治療費の助成について

【県の助成】

長崎県では、高額の治療費がかかる**特定不妊治療**（体外受精・顕微授精）の治療費の一部助成を行っており、県北保健所が助成の申請窓口になっています。

【申請期限】

○ 2月28日までに治療を終えた人

3月24日（水）

○ 3月31日までに治療を終えた人

4月23日（金）

期日までに申請ができない場合は、県北保健所にご相談ください。

不妊に関する相談も、保健師が無料で対応しています。お気軽にご相談ください。

【問合せ先】 県北保健所地域保健課

☎ 0950-57-3933

【市の助成】

市では、不妊治療の経済的負担を軽減するため、助成を行っています。助成の要件は、夫婦ともに松浦市に住民登録があり、市税の滞納がないことです。

◆特定不妊治療（体外受精、顕微授精）

《助成額》 1回の治療につき10万円以内

《助成期間》 通算3年度（通算30万円まで）

《助成条件》

県の特定不妊治療の助成対象となった治療が対象です。

◆一般不妊治療（人工授精に限ります）

《助成額》 1回の治療につき1万円以内

《助成期間》 年度内に3回まで、通算3年度（通算6万円まで）

令和2年度の治療分は、年度内に申請が必要です。

【問合せ先】 子育て・こども課子育て支援係

☎ 内線 146

児童扶養手当と障害年金の併給調整が見直されます

問 子育て・こども課 こども未来係 ☎ 内線 167

令和3年3月分（令和3年5月支払）から児童扶養手当と障害年金の併給調整が見直され、差額相当分を受給できるようになります。

【見直しの内容】

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当を受給できず、就労が難しい方は厳しい経済状況におかれています。

そのため、国において「児童扶養手当法」の一部が改正され、令和3年3月から児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるように見直されました。

【手当を受け取るための手続き】

既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は、原則、申請は不要です。それ以外の人が、児童扶養手当を受給するためには、市への申請が必要です。

【支給開始月】

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

ちゅんちゅんネットの
Wi-Fiインターネットは
(光30コース 又は プレミアムコース)
※期間限定キャンペーン適用

月額3,000円^(税別)

Wi-Fiモデム機器リース料・
プロバイダ料・通信料 込み!
定額月額利用料だから安心してチューン!

星鹿・御厨一部エリア拡大中につき、
初期費用無料キャンペーン実施中!

地元企業ならではの! 顔が見える安心サポート
西海テレビちゅんちゅんネット代理店 (代理店届出番号: 第J1900811号)

松浦ケーブル株式会社

ちゅんちゅんネットはケーブルテレビの専用回線を利用したインターネットサービスです

松浦市志佐町浦免1530-5 TEL 0956-73-4002

本市では、農業振興地域整備計画の全体見直しに伴い、同計画の変更申請（農振地域農用地の除外・編入など）を停止していましたが、見直しが完了したため、変更申請の受付を再開しています。

農振地域農用地を農業以外の用途で利用する際などに、変更申請が必要となりますので、手続きを希望される人は農林課までご相談ください。

※受付締切（今年度4回目）

3月31日（水）まで

※次回は7月末を予定しています。

障害のある人が受給できる各種手当

問 福祉事務所障害福祉係 ☎内線 157

身体または精神に重度または中度の障害をお持ちの人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により各種手当が受給できます。申請には専門医の診断書が必要です。

【特別障害者手当】

- 申請できる人 20歳以上で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人（障害年金と併給可能です）
- 申請できない人
 - ①病院等に継続して3か月を超えて入院している人
 - ②施設等に入所中の入
 - ③本人または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）
- 手当月額 27,350円
- 支給月 5月・8月・11月・2月

【障害児福祉手当】

- 申請できる人 20歳未満で、重度の障害のため日常生活において常時介護が必要な人
- 申請できない人
 - ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている人
 - ②施設等に入所中の入
 - ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）
- 手当月額 14,880円
- 支給月 5月・8月・11月・2月

【特別児童扶養手当】

- 申請できる人 20歳未満の障害のある児童を監護する父母（または養育者）
- 申請できない人
 - ①障害を支給理由とする公的年金等を受けている児童の父母
 - ②施設等に入所中の児童の父母
 - ③父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なります）
- 手当月額（1級）52,500円（2級）34,970円
- 支給月 4月・8月・11月



宅地

志佐町里免 リバーサイド里

好評分譲中

株式会社 グッド・ハウス

〒859-4502 松浦市志佐町里免 315-4
☎0120-723-718